

葛城市小規模保育事業整備運営事業者公募要項

1. 目的

近年、就労形態の多様化や女性の社会進出等により、全国的に保育需要が増加傾向にあります。葛城市においても、保育所の低年齢児入所希望者が定員を大幅に上回る状況が続いています。このことから、葛城市において0～2歳児を対象に保育を提供する小規模保育事業について、令和4年4月から運営する実施事業者を募集します。

2. 事業概要

事業概要については「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」及び「葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例」による基準を遵守し、社会福祉事業として運営することが見込める事業者であり、また、本募集要項に定める条件を満たすことが必要となります。

ただし、賃貸借物件（空き家等含む）改修による新規開設に限ります。

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業種別 | 小規模保育事業A型 |
| (2) 募集する場所 | 葛城市内 |
| (3) 開園の時期 | 令和4年4月1日までに開園 |
| (4) 事業継続期間 | 施設の運営に関しては、開園から少なくとも10年間は継続して運営すること。 |
| (5) 定員 | 19人以内（※定員は、15人以上とし、可能な限り1歳児の定員を大きく設定すること。また、進級時の児童の受入を確保できる定員構成にすること。） |
| (6) 受入年齢 | 生後6カ月から2歳児 |
| (7) 施設数 | 2施設以内 |

3. 応募資格

- (1) 応募資格 応募できる事業者は、以下の要件のすべてに該当する法人とします。
- ①令和3年4月1日現在、奈良県内で、幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型のいずれかを運営している法人であること。
 - ②事業者自らが小規模保育事業の整備運営事業者となること。
 - ③児童福祉法、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令を遵守して、小規模保育事業を適正に運営できる能力を有すること。
 - ④保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に準じて保育を提供すること。
 - ⑤本市の既存の教育・保育施設とも連携を図るなど、本市の保育行政に積極的に協

力できること。

- ⑥法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- ⑦事業を遂行できる十分な資力、知識、技術能力等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること(原則、直近3期分の収支状況が黒字であること)。
- ⑧納付すべき税を滞納していない法人であること。
- ⑨葛城市暴力団排除条例第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下になり、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- ⑩保護者及び地域との信頼関係を築ける法人であること。

(2) 失格事項 応募者が次の要件に該当する場合は、選考対象から除外します。

- ①応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- ②応募書類及び添付書類が要件に適合しない場合。
- ③応募書類に虚偽又は不正があったと認められる場合。
- ④面接審査に出席しなかった場合。
- ⑤その他不正な行為があった場合。

4. 設備・運営等の条件

施設の整備及び運営にあたり、以下の項目すべてに該当することを条件とします。

(1) 施設整備の条件

- ①耐震性 建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)の新耐震基準を満たしていること。建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し、問題がないもの。または、耐震補強済みのものであること。
- ②設備基準 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日条例第12号)の要件を満たす施設を整備できること。
- ③法令等の遵守 建築基準法、消防法(昭和23年法律186号)、その他関係法令の要件を遵守していること。
※ 建築基準法に基づく検査済証を添付してください。検査済証がない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月2日 国住指第1137号)に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付してください。
- ④費用負担 施設整備及びその他施設の整備に要する経費は、事業者の負担とします。なお、施設整備を行うにあたり、国の補助制度<保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業)>を活用

する予定です。

- ⑤その他 本応募時点で賃貸借契約又はその予定契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意の確認に当たっては、貸主、借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。

(2) 施設運営の条件

- ①定員及び年齢 定員は19名とし、生後6カ月から2歳児までの児童を受け入れること。
- ②開所時間 原則として、月曜から土曜日の午前7時30分から午後6時30分まで。
※保育ニーズの実態に合わせて開園の時間帯を連続した11時間としたうえで、本市と協議の上調整することは妨げない。
- ③休園日 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日とする。ただし、休日や年末年始に保育を実施する場合はこの限りではない。
- ④職員配置 配置については、国の通知及び本市が定める条例等を遵守すること。
- ⑤給食 施設内調理により給食を提供すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日 児発第86号厚生省家庭局長通知)を遵守すること。
また、児童の健康状態アレルギー食等への配慮を行うこと。
なお、条例第17条に基づく搬入施設からの搬入は可能とする。
- ⑥連携施設 市内の認可保育所等を連携施設として設定し、卒園児の受入枠が確保出来ること。ただし、事前に市と相談すること。
- ⑦保育料 保育料については、本市の基準に基づき、本市が決定するものとする。また、保育料は、事業者が保護者から収納するものとし、その方法は事業者が定め、保護者に周知すること。
- ⑧延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(平成29年4月3日雇児発0403号第21号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施すること。
- ⑨その他
- ・送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、通園する子どもや送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
 - ・保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

- ・保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。
- ・保護者に対し、保育料とは別に費用負担を求める場合は、保護者の理解を得ること。
- ・保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)に沿った保育の内容を基本とし、地域の保育ニーズに対応したものとすること。

5. 設置運営に当たっての助成等制度等

(1) 施設整備に関するもの

国の補助制度(平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省発子 1017 第 5 号)「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助を行います。

『保育所等改修費等支援事業(賃貸物件により施設を整備する場合)』

※国の制度変更や市の施策の変更等に伴い、変更や廃止等の見直しを行う場合がありますのでご注意ください。

①補助対象経費 保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費

②補助金額 補助対象経費に係る実支出額の 4 分の 3 とする。
ただし 2,200 万円×3/4= 1,650 万円を上限とします。
※1 事業所につき 1 回限りの補助となります。
※小規模保育事業所を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

(2) 運営に関するもの

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 29 条に基づく地域型保育給付費を支給します。

6. 応募に伴う日程

公告	令和 3 年 4 月 7 日(水)
募集要項等配布期間	令和 3 年 4 月 7 日(水) から 令和 3 年 5 月 12 日(水) 午後 5 時まで (土日祝日を除く開庁日)
質疑受付期間	令和 3 年 4 月 16 日(金) 午前 9 時から 令和 3 年 4 月 21 日(水) 午後 5 時まで
応募書類の受付期間	令和 3 年 4 月 28 日(水) 午前 9 時から 令和 3 年 5 月 12 日(水) 午後 5 時まで (土日祝日を除く開庁日)

応募書類審査期間	令和3年5月13日(木) から 令和3年5月18日(火) まで
書類審査結果	令和3年5月19日(水)
面接審査 (プレゼンテーション ・ヒアリング)	令和3年5月27日(木) 予定
結果通知	令和3年6月3日(木) (予定)
改修等工事着手・竣工	令和3年6月上旬から令和4年2月上旬
認可・確認手続き	令和3年6月上旬から令和4年2月末
施設の開設	令和4年4月1日(金)

7. 応募方法等

(1) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和3年4月7日(水) から
令和3年5月12日(水) 午後5時まで
(土日祝日を除く開庁日)

② 配布場所

葛城市役所こども未来創造部待機児童対策室 (當麻庁舎)
公募要項は、葛城市ホームページからもダウンロード可。
ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp>

(2) 質疑の受付

① 提出方法

別紙3「葛城市小規模保育事業整備運営事業者公募に係る
質問書」により待機児童対策室宛てにFAX又は電子メール
にて提出すること。

【メールアドレス：taikijidou@city.katsuragi.lg.jp
FAX：0745-48-3200】

② 受付期間

令和3年4月16日(金) 午前9時から
令和3年4月21日(水) 午後5時まで
※確認の為、送付した旨電話連絡をお願いします。また、
電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(3) 質問の回答

① 回答日

令和3年4月27日(火)

② 回答方法

葛城市ホームページで回答する。

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

令和3年4月28日(水) 午前9時から
令和3年5月12日(水) 午後5時まで
(土日祝日を除く開庁日)

② 受付場所

葛城市役所こども未来創造部待機児童対策室 (當麻庁舎)

- ③提出方法 持参に限る。
※郵送等による提出は受け付けできません。
- ④提出書類 別紙1「提出書類一覧」参照
正本1部、副本9部提出(資料サイズ指定のあるものを除きA4サイズで綴込、資料番号インデックスで標示)提出書類は、正本については原本提出を原則として下さい。(ただし、番号2・8・9・11・19・20・24は、必ず原本)なお、副本については写しでも構いません。

8. 事業者選考方法

応募書類の内容に基づき、本市が設置する「葛城市保育事業者等選定委員会」により、事業者を選考します。なお、応募書類の提出後、内容の確認を行う場合があります。

(1) 審査基準及び採点

選定委員会は、提出書類一覧の書類審査及び面接審査を別紙2「審査基準表」に基づき審査項目ごとに採点します。

(2) 書類審査

応募書類の書類審査を行います。書類審査の結果、応募要件を満たしていない場合については、失格となる場合があります。

※応募者多数の場合は、審査委員会の判断により書類審査における上位者を選出し、上位者のみ面接審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

(3) 面接審査

①面接審査の日程は、令和3年5月27日(木)を予定しています。

詳細については、後日通知します。

②面接審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を45分とし、「プレゼンテーション20分」「ヒアリング15分」「準備5分・撤収5分」として実施します。

③プレゼンテーション時に提案できる内容は、申込された書類に記載された範囲とします。

④実施方法は自由形式とします。希望する事業者は、パソコン等の電子機器を用いて行うことができます。なお、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市において準備します。それ以外は各自用意してください。

⑤応募事業者が1社のみであっても、応募資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施します。

(4) 最低基準

審査委員の平均点が120点未満(合計200点満点の60%未満)の場合は選考対象外とします。

9. 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に対し書面で通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

10. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とします。
- (3) 応募書類は返却しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類は、葛城市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、開示することが競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。
- (6) 不測の事態が生じた場合、別途両者の間で協議を行います。

11. 担当課

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

葛城市こども未来創造部 待機児童対策室（葛城市役所當麻庁舎）

TEL:0745- 48- 2811 （代表）

FAX:0745- 48- 3200

メール:taikijidou@city.katsuragi.lg.jp